

議事概要

1 会議名	令和7年度第1回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開催日時	令和8年2月5日（木）14:00～15:30
3 開催場所	太宰府市役所 3階庁議室
4 出席者名	浅野委員（会長）、小野委員、林委員、杉原委員、河野委員、大森委員、須田委員、松山委員、吉田委員、木村委員、西川委員、池田委員
5 議題	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和6年度景観計画の届出状況について</p> <p>(2) 令和6年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について</p> <p>(3) 景観重要建造物の現状変更許可について</p> <p>(4) 景観啓発事業について</p> <p>【審議事項】</p> <p>(1) 景観重要建造物の指定について</p>
6 内容	<p>【報告事項(1)】令和6年度景観計画の届出状況について</p> <p>事務局 ※事務局より内容説明</p> <p>会長 9件無届出のものがあったが、最終的には届出が出されたのか。</p> <p>事務局 原則、工事が完了している物件に対して市が適合通知書を発行することができないため、届出は出されていない。</p> <p>会長 事後にも適合であるという証明書が出せるような内容だったか。</p> <p>事務局 基準についてはおおむね適合しており、何件かはまだ植栽がなかったが施主の意向を踏まえながら時期をみて植栽されるとのこと。</p> <p>委員 人と遺跡の共存史地区は坂本、水城地区の住宅が多いが、太宰府天満宮と宰府宿地区も同じように住宅が多いのか。</p> <p>事務局 新築の住宅が多いが、ほかにも民泊などの宿泊施設もある。</p>

委員	令和 6 年度に無届出が 9 件あったが、例年はどのくらい届出がないのか。
事務局	令和 5 年度は無届出が 10 件で、例年おおむね 5 件～10 件あたりで推移している。
【報告事項(2)】 令和 6 年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について	
事務局	※事務局より内容説明
委員	無許可で建てている屋外広告物、看板はどの程度あるのか。
事務局	具体的な件数は手元に資料がないため回答できないが、例えば、無許可で建てているものや基準に合っていないものへの指導に対し昨年度改善されたのは 24 件で、それよりは件数が多くある。
委員	それは年々減ってきているのか。
事務局	減ってきている。
会長	太宰府市の屋外広告物制度は形状についてまで厳しく規制をしないが、全体の大きさを矩形として捉えている。ほかにも、建物の中に置いているが窓に直接貼り屋外に向けて表示するものは屋外に出しているもの変わらないため、それも屋外広告物と同じように制度の対象とするという考え方が、ほかにはあまりない考え方だと思っている。
【報告事項(3)】 景観重要建造物の現状変更許可について	
事務局	※事務局より内容説明
委員	店舗は貸しており鉄骨だけは残っているが店側が完全に換えられている。ただ 1 つだけ問題があり、資料写真のクロークの足に黒い踏み台のようなものがある。これをもう少し出す予定だったがそれはダメなため緊急的にゴム製の黒い踏み台が作られた。建築を任せている会社と行き違いはあったが、このように変更が完了している。
委員	費用はすべて民間負担か。
委員	私のところはそうだ。
事務局	古賀家店舗は修景補助を使っている。

委員	国の補助で「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」というものが来年からできる。この事業は条件が合えば、民間事業者も補助対象になる。
委員	それは市を介さないのか。
委員	申請は市を通す。今後このような事業も活用を検討されてはどうか。
会長	事務局も国の補助を十分に理解し、相談があったときは補助金を利用して積極的に行うと良い。太宰府はあまり厳しく規制をしないという考え方で今までやってきている。すべてを完全に江戸時代風の建物にすることを考えることもあるが、太宰府のまちの元々の成り立ちからみてもそうではなかったため、無理矢理同じようなものには思わない。しかし、色は考えてほしいしデザインもギリギリのところである程度共通性のあるものにしてほしいためそれをお願いしている。おかげで参道の方々にも理解されていると思うが、これから先は地元ではない方の参入も増えるため今までのようにうまくいかない可能性がある。可能な限り今の状況が続くことを希望したい。
委員	室外機の目隠し工事が美しいと感じた。市でこのようなことを推奨しているのか。
事務局	市では太宰府天満宮参道を中心としたガイドラインを策定しており、そのなかに室外機の目隠しについても掲載している。今回の修景にあたっても提案している。
【説明事項 4】 景観啓発事業について	
事務局	※事務局より内容説明
会長	景観賞も今回で9回目になり、種切れの感じがしないでもない。最初は市が管理するものを対象にすると市長が市を表彰することになるため対象から外していた。しかし、市が管理しているものであってもその景観を守るために市民団体や市民の方々に協力いただいている場合はそこを表彰するという考え方をとればよく、今は対象を広げ市が管理しているものも対象となっている。景観賞は写真コンテストではなく、そこにあるものが景観として良いかをみていきたいが、残念ながら審査をするときに上手な写真で応募されるとそれに引きずられる面がある。そして選考作品全てを審議委員が出かけて皆でその景観を見るということは難しい。委員の中には現地に行っている方もいるが、基本的にはどういう形で審査するかは各審議委員に任せてこれまでやってきている。前回は、過去に選考対象になったところで表彰されていなかったところをもう一度見直し、候補として挙げることもできるとしていた。もし第9回についても応募が多くない場合はそのようなことを再考することはあるかもしれない。
委員	賞の種類は景観大賞、景観賞、市長賞に区別されている。前回は、市長賞は市長自らが

	選んでいたが、第9回の賞の種類は未定で次回検討するという事か。
会長	市長賞という枠を作った時の当初の発想は景観の表彰以上にそれを守るために市民が活動をされていることが重要で、そういったものを市長賞の対象としてきた。当初の趣旨を理解してもらい、今後について検討してもらいたい。
事務局	今会長が説明された内容が市長賞の経緯であり、第9回の景観賞は今までの背景もふまえて今後検討していきたいと思う。
委員	景観大賞や他の受賞者、その他にもこれまでの応募者等がいると思うが、景観賞を行って意識や実際に景観が変わってきた等、評価するポイントや軸みたいなものはあるか。
事務局	応募について事務局側では、香りもあり音もありいろんな景観の多様性をとっていたが、「太宰府＝文化財」の印象から文化財や太宰府天満宮や政庁等の応募が多く、だんだんそれらが賞を取っていき応募内容がネタ切れしてきている。景観賞の結果はパンフレットにしており、読まれた方はやっぱりと思われる方もいるが、こんなものもあるんだと思う方もいる。前回は老人ホームの関係者の方から「実際に見てみたいからパンフレットを送ってくれないか」と問い合わせがあった。結果、事務局としては当然と思っている風景でも改めて見に行きたいと再認識する効果は出ていると思う。
会長	景観賞は今度9回目となるが、そうなるとう過去に景観賞をもらったところが消えているかもしれない、フォローアップが必要という気もしている。それから、もう1つはこういう制度ができたことにより、自分のところもしなければと思って実際にしてくださる方も増えている。実は、かつて小鳥居小路で黄色だった建物が景観に合うような色に変えてくれた。大変感激をして特別賞としたことがあり、そのような波及効果みたいなものが現に出ている。それはこの景観賞を作ったことの成果という気がしている。
委員	選考方法について、例えば過去に景観賞や市長賞は取ったが景観大賞は取っていないものは選考対象になるのか。それともどれかを取っていたらもう外してしまうのか。この基準でいかないのであれば、また皆で考えて基準を決めれば良いと思う。
会長	その点は応募状況をみながら再考したいと思う。それから同じようなところで、視点が違うようなものをダブルで表彰していることがないわけでもない。例えば建物でいうと同一だが、別の視点から見たときの景観が良いとって応募され、検討してみるとその視点は無かったか良い、とした例が過去にもある。同じところを同じ視点で2度というようなことはない。いずれにせよ、何を対象にするかは最終的にはこの審議会でもた考えれば良い。
委員	過去の賞は自然の風景や住宅や文化財が多いと感じている。もっと太宰府の景観を良いものにしていこうと考えたときに、やはり個人の住宅は自分たちの家が公表される

	<p>ことを良いと感じない方もいると思う。そこを広げるのではなく、事業者の建物をもっと評価できるような仕組みがあると広がっていくと思った。例えば参道も色々な事業者が入っており、五条にも新しいお店が増えているため、そういう方々に対して景観賞の呼びかけができるとより良いものになっていくのではないか。</p>
会長	<p>積極的な応募が増えることは良いことだと思う。応募しやすいように PR をぜひ事務局も頑張ってもらいたい。写真コンテストのようにひとりの方が沢山の写真を送ってくることがあるが、それを見ている一般市民の方もコンテストのような写真でなければ応募できないと思われてしまうと非常に窓口が狭くなってしまう。それからさきほど事務局も言ったが、太宰府の景観は音や香りなどそういったものもすべて景観だという考え方をとっている。例えば環境省が昔から音百選をしており、その1つに太宰府の観世音寺の鐘がある。また、かおり風景百選にも太宰府天満宮の梅が入っている。そんなふうに太宰府には国のお墨付きのようなものがあり、その辺りも景観賞的な発想に取り入れられると良い。</p>
事務局	<p>個人住宅も持ち主の許可が必要で、近所の方が写真を撮って勝手に応募されても対象とならない。また、建築物は設計者も関わっているため設計者が市役所に出入りするときに、応募しませんかと景観賞の呼びかけや啓発活動を行っている。また、審査する側としても、周りの方に景観賞に応募しませんかと伝えていただければと思う。</p>
委員	<p>先ほど見て回りたいという方がいたため、もしかしたらそれが観光のコンテンツになるのかなと思ったときに、やはり太宰府らしい景観のお店に行きたいというのが観光客の思いだと考えた。個人住宅よりどちらかというと商業の方向けの景観賞を行うと、また違った太宰府の面白さにつながっていくのではないか。</p>
事務局	<p>景観賞は隔年で行っており、その隔年の景観賞が休みのときに景観賞を取った場所を歩いて回る景観ウォーク等をしている。文化財の史跡巡りは市内でよくあり参加者も多いが、景観視点のものは残念ながら参加者が少ない。景観ウォークでは、宅内に入ることは難しいが景観賞に限らず景観計画の制度に基づいて街がどうできあがっていくのかも説明している。観光ではないが、そういった日常の何気ない風景が実は景観の視点で皆さんの協力のもとに太宰府という街が出来上がっていくことを理解できるため、参加者にはいわゆるブラタモリみたいな感じで面白いと評価を受けている。</p> <p style="text-align: center;">【審議事項(1)】景観重要建造物の指定について</p>
事務局	<p>※事務局より内容説明</p>
委員	<p>景観重要建造物の指定について全く異議はない。しかし、高田家住宅という名称は歴史的風致形成建造物の名称でそうなったと思うが、概要を読まないで主屋と離れが2棟あることが分からない。そのため「高田家住宅（主屋一棟と離れ一棟）」と書いてはど</p>

	<p>うか。次に、囲んである対象物件の図は主屋だけ囲んでいるのか、それとも離れも囲っているのか。もう1つは文章の書き方について。3段目から主屋のことが書いてあり途中で離れのことを書いてあるが、その次のパラグラフでは「桁と梁は折置組とする」と書いてあり、これはどちらのことを言っているのか。おそらく、両方そうではなく主屋だけの話ではないか。そのため、まず主屋のことを書いてその次に離れのことを書いた方が理解しやすいと感じた。あとは、主屋の外壁が白漆喰と書いてあるが、写真で見ると土塗りの中塗り仕上げか黄漆喰みたいなものに見える。これは当時と変わっているからこうなっており、元々は白漆喰だったのか。</p>
事務局	<p>まず名称は、台帳に内容の記載があるが表に出てくる指定名称はその住宅名のみとなっているためこの名称のまま指定名称とする。次に、対象物件の範囲図は、赤囲いの内部に主屋も離れもある。持ち主の方が一応離れと言っているが、主屋と離れが廊下のようなもので繋がっておりその廊下の脇に坪庭があるような配置となっている。赤囲いの書き方は建物の形ではなく対象範囲を囲っている。</p>
委員	<p>これは長方形で全く中庭もなく、住宅の外側を囲んでいる図に見える。</p>
事務局	<p>外壁は修理前の時点では白漆喰で覆っていたが、修理前に調査をしたところオリジナルは土壁だったと判明した。修理段階で施主に確認したところ元の状態に戻したいという意向が示され、いわゆる土壁状態に戻されている。</p>
委員	<p>概要には外壁は土壁中塗り仕上げと書かれた方がいいと思う。白漆喰と書かれるとオリジナルかなと思ってしまう。新しい知見が得られたら訂正された方がいい。</p>
事務局	<p>そして桁と梁の主語が無いことについては主屋の部分が折置組であり、この文章は主屋の説明である。折置組とは専門的な用語だが、柱の上に梁がそのまま乗るのが折置組で古く、柱の上に桁を乗せその上に梁を乗せるのが京呂組といって後の時代の構造になる。ここでは折置組で古いということを示している。</p>
委員	<p>折置組でも昭和の初めまで使っているところもある。けれど古いのは古い。文章の書き換えもお願いします。</p>
委員	<p>新町通りは、町の通りとすれば一番昔からの雰囲気が残るどんかん道の通りである。資料に木村家住宅や高田家住宅は書いてあるが他に指定されたところはなかったか。</p>
事務局	<p>実際に景観重要建造物に指定したのは木村家住宅で地図のとおり。指定の要件が歴史的風致形成建造物に指定された、いわゆる修理に伴って指定されたものをそのまま景観重要建造物に指定している。同じ通りに明治・大正期の建物があるがまだ修理を行っていないため、景観重要建造物の要件に基づいておらず指定を受けていない。</p>

委員	所有者が補助金を利用して修理をしなければ指定にあがりにくいということか。
事務局	結局、景観重要建造物になると日々の修理関係の手続きが常に必要となり、それを敬遠される方もいる。要件を満たせば指定することは問題ないが、現状では指定後に建物を残してくれることを前提に指定をかけている。
委員	さきほどの明治・大正期の建物は景観賞にもなっても良いし応募されたこともある。
事務局	景観重要建造物の指定要件のページをみると、下の表に指定候補建造物という部分がありこの中の対象要件に入っている必要がある。ただ古いというだけでは指定対象にできない。指定要件を満たしているものはあるが対象要件が難しく、景観賞で選ばれば対象となる物件もある。
委員	新町は神幸式で使うどんかん道に沿っており、いろんな意味で太宰府の特徴的な通りと感じている。ここには明治・大正期の建物も複数ありそれなりに歴史を感じるため、個別の建物だけではなく通りの美しさを何らかで評価できないかと思っている。しかし、景観重要建造物には通りという指定はないので、景観賞も含めて通りとして活かさればと考えている。ただ、景観保全を考えたときに、ヨーロッパの街並みは公共的な都市計画があってこそ私的所有権が活きるが、日本は私的所有権がまず先にあるため個別に発展する中でいかに全体として規制するかの難しさをいつも感じている。
事務局	今仰られたとおり景観重要建造物の指定は通りの指定ではないが、景観計画でこのどんかん道の通りを育成地区に指定している。普通の市街地と異なり太宰府天満宮ゆかりの通りのため、通り沿いで建築する場合に基準を設けてその通りの景観を良くしようとしている。そのなかで今回のような建物は模範となるものとして、景観重要建造物に指定している。この点と面のダブルで網をかける計画により、徐々にではあるが通りとしては良くなり、極端に悪くなることもないようにしている。
会長	小鳥居小路の例もあり、次々に手を付けていくことによって何となく全体がそのようなものだという認識になるのは嬉しいことで、この通りについても引き続き通り全体にみんなの関心が集まっていくようにしたい。
委員	公共のものでもう少し片づけたらいいのと思うものがある。例えば住んでる地区にプレハブが何棟か建っているが、それは県のもつと聞いた。あそこは登山口でもあり散歩する人も多いので、古くなっているものをいつまでも残しておくとかビニールシートで覆っているのは、私たち市民からしたら景観が悪いと感じる。そういったところにも少し視点を向けてもらえると助かる。
会長	大事な意見をいただいた。広告物についても条例施行前のものは手が出せないことになっており、それも似たような問題を抱えている。例えば京都市は条例施行前からある

	<p>ものも対象にしており、太宰府市でも既存不適格物件を対象にすることを思い切ってやってみてはどうかと前から提案している。それから今言われたことを改めて考えると、特に県の施設であるならそれは県にひとこと言う方法があるかもしれない。</p>
事務局	<p>仰るとおり行政が色々な基準を市民や企業に守ってくれと言っている以上、行政側が模範となるべきと思っている。先ほどの県の施設は景観計画施行前につくられたものだが、色々な計画をもとに退かしたり景観に配慮した建物に変えていったりしようとは思っている。行政の建物の他にも古い建物が増えてきているが、予算など様々な課題がある。すべてまとめて綺麗になる状態ではないが、全く認識してないわけではない。さきほど会長もいわれたとおり、屋外広告物等で看板が落ちると危ないものや、住宅でも空き家になって倒れそうなものは空き家対策で対応するなど、景観以上に身の危険を及ぼすようなものは行政的な判断でお願いすることがある。多岐にわたっているが徐々に景観が良くなると思っているため少しお時間いただきたい。</p>
会長	<p>それではこの件について景観重要建造物の指定をどうするか決定する必要があるが、事務局の原案通りこれを指定するということについてご異議はないか。</p>
全委員	<p>意義なし。</p>
会長	<p>それではこの審議事項については同意することを決定した。</p> <p>(閉会挨拶)</p>